

諮問庁：文部科学大臣

諮問日：平成29年12月28日（平成29年（行情）諮問第526号，同第527号，同第542号，同第544号及び同第545号）

答申日：平成30年3月1日（平成29年度（行情）答申第496号ないし同第500号）

事件名：学年相当の普通程度の能力の判断基準が記載されている文書（学習障害児に関するもの）の開示決定に関する件（文書の特定）

医学診断のない「学習障害」の行動の評価方法等が記載されている文書の開示決定に関する件（文書の特定）

学習障害児の判定手続及びその実践が記載されている文書の開示決定に関する件（文書の特定）

「障害を有する学習障害者の判定基準（文部科学省が作成したもの）」の開示決定に関する件（文書の特定）

知的発達に遅れがないとする基準及び判定手続が記載されている文書の開示決定に関する件（文書の特定）

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙1に掲げる文書1ないし文書5（以下，併せて「本件請求文書」という。）の開示請求につき，別紙2に掲げる文書（以下「本件対象文書」という。）を特定し，開示した各決定については，本件対象文書を特定したことは，妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく各開示請求に対し，平成29年3月16日付け27受文科初第4351号，同日付け27受文科初第4349号，同日付け27受文科初第4346号，同日付け27受文科初第4338号及び同日付け27受文科初第4333号により文部科学大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った各開示決定（以下，順に「原処分1」ないし「原処分5」といい，併せて「原処分」という。）について，その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は，審査請求書の記載によると，おおむね以下のとおりである。

文書の特定に誤りがある。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件開示請求に係る対象文書等について

本件開示請求は、別紙1に掲げる文書1ないし文書5（本件請求文書）に掲げる文書についてなされたものである。

文書1は、請求内容から、学習障害の判断・実態把握基準（試案）において学校における児童生徒の実態把握基準と留意事項を示し、実態把握のための基準として、特異な学習困難の例を示した別紙2に掲げる文書で特定を行うことが可能であると考え、文書2及び文書3は、請求内容から、平成4年6月に発足した学習障害及びこれに類似する学習上の困難を有する児童生徒の指導方法に関する調査研究協力者会議（以下「協力者会議」という。）において様々な側面から検討が行われ、平成11年7月2日に定義及び判断・実態把握基準（判定手続）などの試案がまとめられている別紙2に掲げる文書で特定を行うことが可能であると考え、文書4は、請求内容から、学習障害の判断・実態把握の体制・手続、基準及び留意事項について検討を行い、その結果を取りまとめた別紙2に掲げる文書で特定を行うことが可能であると考え、文書5は、請求内容から、知的発達に遅れがないという記載から文部科学省にて使用している学習障害の定義が推定でき、学習障害の定義をしている別紙2に掲げる文書において、学習障害の判断・実態把握基準（試案）が示されていることから特定を行うことが可能であると考えたところ。

なお、特定に誤りがあった場合に、開示請求者が再度請求を行う手間を省くため、できる限り補正を求める事が望ましいという法の趣旨を踏まえ、特定した文書の概略を明記した上で文書の特定等に対する要望を確認するため、補正を依頼したが、一定期間経過しても返答がなかったため、文書を特定して、開示としたところ、審査請求人から、開示決定の取消しを求める旨の審査請求がされたところ。

2 開示決定の妥当性について

本件対象文書には、①学習障害児について学年相当の普通程度の能力の判定基準、②開示請求の「学習障害」の行動の評価方法、評価基準、③学習障害児の判定手続、④学習障害者の判定基準及び⑤知的発達に遅れがないことから推定される学習障害の基準・判定手続が記載されており、文書の特定に誤りはないものである。

なお、開示決定を行うに当たっては、平成28年4月4日に補正を依頼したが、回答がなかったことから、予め特定した文書で、開示決定を行ったものである。

3 原処分当たりの考え方について

以上のことから、本件対象文書を特定して、開示決定とした原処分は妥当であり、審査請求人の主張は、根拠がなく、失当であり、認められない。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件各諮問事件について、以下のとおり、併合し、調査審議を行った。

- ① 平成29年12月28日 諮問の受理（平成29年（行情）諮問第526号，同第527号，同第542号，同第544号及び同第545号）
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受（同上）
- ③ 平成30年2月13日 審議（同上）
- ④ 同月27日 平成29年（行情）諮問第526号，同第527号，同第542号，同第544号及び同第545号の併合並びに審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、別紙1に掲げる文書1ないし文書5（本件請求文書）の開示を求めるものであり、処分庁は、別紙2に掲げる文書（本件対象文書）を特定し、その全部を開示する各決定（原処分）を行った。

これに対して、審査請求人は、文書の特定に誤りがあるとして原処分の取消しを求めているが、諮問庁は、原処分は妥当としていることから、以下、本件対象文書の特定の妥当性について検討する。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

- (1) 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、本件対象文書の特定の経緯等について改めて確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり説明する。

ア 原処分1（諮問第526号）について

(ア) 学習障害については、協力者会議において様々な側面から検討が行われ、定義及び判断・実態把握基準などの試案が「学習障害児に対する指導について（報告）」（本件対象文書）として、平成11年7月2日に取りまとめられている。

(イ) 本件は、学習障害児に係る学年相当の普通程度の能力の判断基準が記載されている文書1の開示を求めるものであるところ、本件対象文書には、学習障害児を効果的に指導するために、児童生徒が学習障害児であるか否かを判断することが重要であるとして、学習障害の実態把握のための基準や実態把握に当たっての留意事項等が記載されており、当該留意事項のうちの一つとして学習障害児の学年相当の普通程度の能力の判断基準の記載があることから、対象文書として特定したところである。

イ 原処分2（諮問第527号）について

本件は、医学診断のない「学習障害」の行動の評価方法、評価基

準が記載されている文書2の開示を求めるものであるところ、協力者会議における平成11年7月2日付けの「学習障害児に対する指導について（報告）」（本件対象文書）には、医学的な評価ではない学習障害の行動の評価方法、評価基準の記載があることから、対象文書として特定したところである。

ウ 原処分3（諮問第542号）について

本件は、学習障害児の判定手続が記載されている文書及びその実践が記載されている文書3の開示を求めるものであるところ、協力者会議における平成11年7月2日付けの「学習障害児に対する指導について（報告）」（本件対象文書）には、学習障害児の判定手続及び当該判定手続の実施体制等の記載があることから、対象文書として特定したところである。

エ 原処分4（諮問第544号）について

本件は、障害を有する学習障害者の判定基準（文部科学省が作成したもの）が記載されている文書4の開示を求めるものであるところ、協力者会議における平成11年7月2日付けの「学習障害児に対する指導について（報告）」（本件対象文書）には、学習障害者の判定基準の記載があるとともに、注意欠陥多動性障害などの障害と学習障害が重複する場合の基準等にも触れていることから、対象文書として特定したところである。

オ 原処分5（諮問第545号）について

本件は、知的発達に遅れがないとする基準、判定手続が記載されている文書5の開示を求めるものであるところ、協力者会議における平成11年7月2日付けの「学習障害児に対する指導について（報告）」（本件対象文書）には、知的発達に遅れがないことから推定される学習障害の基準・判定手続の記載があるため、対象文書として特定したところである。

カ 以上のことから、本件対象文書の外に本件請求文書の対象として特定すべき文書の存在は認められず、原処分は妥当であったと考える。

(2) 諮問庁の上記(1)の説明に特段不自然・不合理な点はなく、また、これを覆すに足る事情も認められないことから、文部科学省において本件対象文書の外に本件開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められない。

3 本件各開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の各開示請求につき、本件対象文書を特定し、開示した各決定については、文部科学省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは、妥当であると判断した。

(第5部会)

委員 南野 聡, 委員 泉本小夜子, 委員 山本隆司

別紙 1 (本件請求文書)

文書 1 学年相当の普通程度の能力の判断基準が記載されている文書 (学習障害児に関する分のみ)

文書 2 医学診断のない「学習障害」の行動の評価方法, 評価基準が記載されている文書

文書 3 学習障害児の判定手続が記載されている文書及びその実践が記載されている文書

文書 4 障害を有する学習障害者の判定基準 (文部科学省が作成したもの)

文書 5 知的発達に遅れがないとする基準, 判定手続が記載されている文書

別紙 2 (本件対象文書)

学習障害児に対する指導について(報告)(平成11年7月2日学習障害及びこれに類似する学習上の困難を有する児童生徒の指導方法に関する調査研究協力者会議)